

東京都板橋区農業委員会

第24期第1回定例総会議事録

令和2年7月20日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

第 24 期第 1 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 2 年 7 月 2 0 日（月）午後 2 時

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 1 2 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5	本橋 政春	9	木村 博之
2	染宮 利章	6	安井 一郎	10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	榎本 勇

議 事

【第一部・役員選出等】

- 1 開会
- 2 仮議長挨拶
- 3 議席番号の決定
- 4 会長選出
- 5 会長挨拶
- 6 会長職務代理者選出
- 7 会長職務代理者挨拶
- 8 運営委員の決定

【第二部・議案等審議】

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 協議事項
 - (1)引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)
 - (2)特定生産緑地地区の指定に係る農地の管理状況の照会について (資料2)
 - (3)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について (資料3)
- 4 報告事項
 - (1)農地転用届出の専決処分報告について (資料4)
2件 (内訳) 4条関係2件
 - (2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料5)
 - (3)特定都市農地貸付の承認について (資料6)

5 次回日程

日 時 令和2年8月24日(月)午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第1洋室 (赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	會田 幸夫	委員
	榎本 勇	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	堺 浩樹	書記
	森戸 美紀	書記

事務局 長	<p>【第一部・役員選出等】</p> <p>只今より、板橋区農業委員会の第24期第1回定例総会を開会いたします。本日は、議席番号の決定、会長・会長職務代理者の選出等を行った上、議事案件のご審議をお願い致します。</p> <p>議席の決定、会長等の選出にあたりまして、会議規則第8条第3項の規定により仮議長を定めます。出席委員中の最年長者が仮議長と定めておりますので、春日實委員に仮議長の職をお願い致したいと思っております。春日委員、よろしくお願い致します。</p> <p>(仮議長が席へ移動)</p>
仮 議 長	<p>只今ご紹介をいただきました、春日でございます。それでは議事に入ります。</p> <p>初めに、議事録の署名委員を指名いたします。會田幸夫委員・榎本勇委員、以上のお二方をお願いいたします。</p> <p>始めに、会議規則第7条に基づき、委員の議席をくじにより決定したいと思います。くじの順番は、特段の申し出がなければ、氏名の五十音順ということでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
仮 議 長	<p>ご異議がないようですので、お名前の五十音順でくじを引いていただくこととします。</p> <p>それでは、書記がくじを持って順次皆様の席を回りますので、會田幸夫委員からお引きください。</p>
委 員 全 員	<p>(くじ引き)</p>
仮 議 長	<p>只今行いました、くじ引きの結果について、事務局長から発表をお願い致します。</p>
事務局 長	<p>議席を発表致します。1番福島聡司委員、2番染宮利章委員、3番山口賢治委員、4番會田幸夫委員、5番本橋政春委員、6番安井一郎委員、7番春日實委員、8番田中はつ江委員、9番木村博之委員、10番田中いさお委員、11番久保秀一委員、12番榎本勇委員、以上でございます。</p>
仮 議 長	<p>皆さま、間違いはございませんか。よろしければ、ご自身の名札をお持ちいただき、議席に移動をお願い致します。</p>

<p>仮 議 長</p>	<p>(委員が各議席へ移動)</p> <p>次に、農業委員会会長・会長職務代理者の選出を行います。議案のうち重要な事項の表決は、会議規則第13条第3項に、投票によるものと定めておりますので、選出は「投票」で行います。</p> <p>それでは、投票執行の手続きについて、事務局長から説明をお願い致します。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>投票はお一人ずつ記載台でお願い致します。用紙は、書記が交付致します。用紙には、その職に最もふさわしい委員一名の氏名を記入いただき、投票箱にお入れ下さい。投票者ご自身のお名前はお書きいただかなくて結構です。委員には、同姓の方がいらっしゃると思いますので、フルネームでご記入ください。開票の結果、有効投票のうち、最も多く得票された方を選出いたします。最も多く得票した方が複数いらっしゃる場合は、決選投票を行います。</p> <p>また、「氏」と「名」が混合するなど、委員が特定できない票は無効といたします。ご説明は以上です。</p>
<p>仮 議 長</p>	<p>只今の説明のとおり、執行いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
<p>仮 議 長</p>	<p>異議がないものと認め左様決定いたします。</p> <p>次に、投票及び開票立会人を選任いたします。私から、指名させていただきますと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
<p>仮 議 長</p>	<p>ご異議がないようでございますので、私から指名いたします。染宮利章委員、福島聡司委員、以上の2名の方に、お願い致します。</p> <p>投票箱をお持ちしますので、投票箱が空であることをご確認下さい。</p>
<p>書記・開票立会人</p>	<p>(投票箱確認)</p>
<p>仮 議 長</p>	<p>これより会長選出の投票に入ります。議席番号の若い委員から順に、記載台の方で、第24期板橋区農業委員会会長に最もふさわしいと思われる委員の氏名を記載の上、投票箱に投票して下さい。</p> <p>それでは、議席番号の若い委員から順に投票をお願い致します。</p>

委員全員	(記載・投票)
仮議長	以上で投票を終わります。これより、開票致します。立会人は、職員の開票作業への立ち会いをお願い致します。
書記・開票立会人	(開票・集計)
仮議長	開票が終わりました。事務局長から開票結果の発表をお願い致します。
事務局長	開票結果を発表致します。投票総数12票、有効投票数12票、無効投票数0票、投票結果、山口賢治委員11票、會田幸夫委員1票、以上でございます。
仮議長	開票の結果、会長には、山口賢治委員が選出されました。以上で、私の仮議長の職務は終わりました。皆様のご協力にお礼申し上げます。 (仮議長・会長座席移動)
事務局長	それでは只今の選挙で会長に選出されました、山口賢治委員、お席の移動と就任のご挨拶をお願い致します。
会長	只今選挙で会長に選出されました、山口でございます。3年間、皆様のご協力を得ながら、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。それでは会長、議事の進行をお願い致します。
会長	ここからは委員会会議規則第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきます。次に会長職務代理者の選出を行います。これより投票に入ります。 立会人のお二人は、投票箱が空であることをご確認下さい。
書記・開票立会人	(投票箱確認)
会長	よろしいでしょうか。それでは、会長選出の例に従い、議席番号の若い委員から順に第24期板橋区農業委員会会長職務代理者の投票をお願い致します。会長職務代理者につきましても、最もふさわしいと思われる委員お一人の氏名をお書きの上、投票箱にお入れ下さい。

委員全員	(記 載・投 票)
会 長	以上で投票を終わります。これより開票に入ります。立会人は、開票作業への立ち会いをお願い致します。
書記・開票立会人	(開 票・集 計)
会 長	事務局長から開票結果の発表をお願い致します。
事 務 局 長	会長職務代理者選挙の開票結果を発表致します。投票総数12票、有効投票数12票、無効投票数0票、投票結果、會田幸夫委員10票、榎本勇委員1票、染宮利章委員1票、以上でございます。
会 長	開票の結果、会長職務代理者に選出されました、會田幸夫委員から、就任のご挨拶を、お願い致します。
職 務 代 理 者	只今選挙で会長職務代理者に選出されました、會田でございます。山口賢治会長をサポートし、皆様とともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
会 長	ありがとうございました。次に、農業委員会運営委員を5名選出致します。私から指名させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。 〔「異議なし」と言う人あり〕
会 長	ご異議がないようですので、私のほか、4名をご指名致します。会長職務代理者の會田幸夫委員、春日實委員、榎本勇委員、染宮利章委員、以上でございます。 只今、ご指名させていただきました委員に運営委員をお願い致しますと思っておりますが、いかがでしょうか。 〔「異議なし」と言う人あり〕
会 長	ご異議がないようですので、左様決定いたします。 以上をもちまして、委員会運営の体制に関する議事は、終了いたしました。 大分、時間も経過いたしましたので、この際、暫時休憩致したいと思います。 再開は、14時45分といたします。

	<p>(休 憩)</p> <p>【第二部・議案等審議】</p>
事 務 局 長	<p>休憩前に引き続き、第24期第1回農業委員会定例総会を再開させていただきます。</p> <p>議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、第24期第1回農業委員会定例総会を再開させていただきます。初めに、協議事項(1)引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>資料1、1ページをご覧ください。</p> <p>今回、相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について2件ございます。</p> <p>1件目の土地の所有者住所、氏名につきましては、資料に記載のとおりでございます。現地の確認は、6月30日に山口賢治会長にご確認いただいております。該当いたします土地が2筆です。蓮根二丁目24番12、同じく24番40です。地目はいずれも畑、面積は記載のとおりで、合計面積が2,546.69㎡です。対象の生産緑地の生産緑地番号は39番です。利用状況につきましては、指摘事項はございませんでした。現地の状況について、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>すでに作物をとり終えた後で、きちんと耕作されておりました。</p>
会 長	<p>特に問題はありませんでした。</p>
事 務 局 長	<p>続きまして、2件目です。土地の所有者住所、氏名につきましては、資料に記載のとおりでございます。現地の確認は、7月14日に本橋政春委員にご確認いただいております。該当いたします土地が3筆です。赤塚五丁目874番1、同じく879番、同じく869番6です。地目はいずれも畑、面積は記載のとおりで、合計面積が1,243㎡です。対象の生産緑地の生産緑地番号は27番です。いずれも利用状況につきましては、指摘事項はございませんでした。現地の詳細については、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>じゃがいもを収穫した後の様子が見られ、さといもが植えられておりました。</p>

本橋委員	特に問題はありませんでした。
事務局長	<p>本件の2件につきましては、証明書を発行いたしますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
会長	<p>続きまして、協議事項(2)特定生産緑地地区の指定に係る農地の管理状況の照会について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
書記	<p>それでは資料2、3ページをご覧ください。</p> <p>6月26日に都市計画課から農業委員会に対し、特定生産緑地の指定に係る農地の管理状況について照会がございました。こちらについて現地調査を行ってまいりました。5ページと6ページに対象農地の一覧と全体の位置図が載っております。</p> <p>それでは、19ページをお開きいただき、ご説明をいたしたいと思えます。特定生産緑地指定候補地一覧ということで、今回12件の申請がございました。こちらにつきまして、各委員と事務局で現地確認を行いました。7月7日に染宮委員と成増地区4件、7月10日に田中喜一郎前会長と徳丸地区4件、7月14日に山口会長と主に西台、蓮根方面3件、同じく7月14日に本橋委員と赤塚地区1件の確認を行いました。これから画面を使って農地の現況のご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、染宮委員にご確認いただいた農地でございます。生産緑地番号3番につきましては、ブルーベリーやサツキ等が多く植えられていました。生産緑地番号6番につきましては、スイカが植えられていました。生産緑地番号9番につきましては、ブドウとサツマイモが一部植えられていました。</p> <p>画面のご説明は以上です。染宮委員、現地について何かご意見はございますか。</p>
染宮委員	<p>特にありません。</p>
書記	<p>続きまして、田中喜一郎前会長にご確認いただいた農地にまいります。</p> <p>生産緑地番号66番につきましては、トマトやサツマイモが植えられていました。生産緑地番号58番につきましては、敷地一面にお野菜が植えられていました。生産緑地番号59番につきましてはシソやトマトの作付がされてきました。生産緑地番号75番につきましては、トウモ</p>

<p>会 長</p>	<p>ロコシやネギ、トマトが植えられていました。画面のご説明は以上です。田中喜一郎前会長からは問題ない旨を伺っております。</p> <p>続きまして、山口会長にご確認いただいた農地にまいります。生産緑地番号41番につきましては、ツユムラサキ等が植えられていました。生産緑地番号43番につきましては、フェンス越しで分かりづらいかと思いますが、お野菜が色々作付されておりました。生産緑地番号94番につきましては、じゃがいもの出荷をされた後でお野菜が植えられている時期ではございませんが、畑はしっかりと管理されておりました。画面のご説明は以上です。山口会長、何かご意見等はございますでしょうか。</p>
<p>書 記</p>	<p>特に問題はありませんでした。</p> <p>最後に本橋議員にご確認いただいた農地になります。先ほど資料1で確認させていただいた、生産緑地番号27番の土地になるのですが、相続税納税猶予と今回の特定生産緑地の申請がありましたので、併せて現地確認を行いました。写真は先ほどと同様です。説明は以上になります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご説明ありがとうございます。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>続きまして、(3)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について 事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>それでは、今の特定生産緑地の指定に係る農地の管理状況については書記の方からご説明させていただいたとおりで、皆様から特段の意見が無ければ、支障がないということで、特定生産緑地への移行につながる回答を都市計画課にさせていただきます。20ページの資料3をご覧ください。補助金の交付の申請があったところです。申請者氏名と住所は記載のとおりです。対象事業は「農業省力化事業」で、事業内容は「農機具の購入」です。農業省力化事業、耕運機・トラクターなどの大型農機具の購入のための経費に関する補助金の申請でございます。施行場所は記載のとおりで、この方の区内所有農地面積は、36,16アールとなっております。事業の経費が30万円、申請の金額が3分の1の10万円です。交付対象者の条件及び補助率は記載の表のとおりとなっております。条件に合致しているものと判断しております。</p> <p>この件につきまして、支障が無ければ、補助金を交付したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件に関しまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。無いようですので、交付をよろしく願いします。続きまして、4 報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願い</p>

<p>事務局 長</p>	<p>いします。</p> <p>次に24ページをご覧ください。 農地転用届出の専決処分報告について2件（内訳）4条関係2件ございました。</p> <p>農地転用専決処分を行いました件についてご報告いたします。専決番号1、土地の所在は徳丸四丁目187番1、地目は畑、現況は不耕作地です。面積は386平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名につきましては、資料に記載のとおりでございます。おおむねの位置は東側に徳丸石川通りがあり、北野小学校の北西側でございます。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>すでに工事中でございまして、令和2年6月24日着工で、令和3年3月13日完了。重量鉄骨造の4階建て一棟が建てられる予定です。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>続きまして専決番号2、土地の所在は徳丸三丁目141番88、地目は畑、現況は不耕作地です。面積は283平方メートル、転用の目的は駐車場です。届出人の住所、氏名につきましては、資料に記載のとおりでございます。おおむねの位置は区立徳丸福祉園の南東側、徳丸地域包括支援センターの向かい側でございます。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>こちらは、駐車場になっており、現況に対する届出となっております。現地の説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>農地転用につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。無いようですので、次に進みます。(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について 事務局お願いします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>資料5、25ページをご覧ください。 地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。令和2年6月11日から令和2年7月10日までの間に照会があったもので、今回2件です。</p> <p>番号1、土地の所在が赤塚三丁目453番6です。地目は畑、面積は264平方メートル、現況は非農地です。土地所有者の住所、氏名につきましては、資料に記載のとおりでございます。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を7月7日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>

書 記	戸建て住宅が建てられていました。非農地である旨、法務局に回答しました。
事 務 局 長	番号2、土地の所在が仲宿29番4、6の2筆です。地目は仲宿29番4が田、29番6は畑です。合計面積は158平方メートル、現況は非農地です。土地所有者の住所、氏名は資料に記載のとおりでございます。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を7月8日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。
書 記	1枚目の路地と2枚目の通りが当該区画でありました。非農地である旨、法務局に回答しています。
会 長	この2件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。ご質問等が無いようですので、次に進めさせていただきます。(3) 特定都市農地貸付の承認について、事務局お願いします。
事 務 局 長	こちらは農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	<p>それでは27ページ、資料6をご覧ください。</p> <p>本件につきましては、前回6月25日開催の定例総会においてご協議いただきましたところ、土地所有者が6月20日に亡くなられている旨、農業委員さんからご指摘をいただきましたので、次回の総会で経過をご報告することとさせていただいたものでございます。</p> <p>本件は、株式会社アグリメディアが、不動通り沿い、西台三丁目にある生産緑地を賃貸借により土地所有者から借受け、貸農園事業を行う旨の「特定都市農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項」の規定による承認申請がなされたものでございます。当該事業者は他の自治体の生産緑地にも貸農園を開設し、事業の拡大を進めていまして、昨年委員の皆さまと視察しました練馬区の貸農園も同じ事業者が開設した貸農園でございます。従来、必要な手続きとしましては、自治体との協定を締結し、農業委員会への承認が必要となりますが、当該貸農園は法施行前に開設しておりまして、必要な手続きがなされてなかったため、今回、特定都市農地貸付法に基づく手続きをしておきたい、ということで申請があったものでございます。</p> <p>前回の定例総会後に、生産緑地所有者の親族と株式会社アグリメディアに、貸農園事業の継続の可否などについて確認したところ、土地所有者は亡くなったが、事業は引き続き継続していくこと、土地賃貸借契約書にある土地所有者が本事業に関わる従事内容、いわゆる生産緑地のため、主たる従事者証明が発行できるよう、土地所有者が1割従事すると</p>

会 長	<p>いう部分においては、土地所有者親族が代わって従事すること、それから「土地所有者の名義が変更になった場合には、賃貸借契約書等を変更することを土地所有者親族と事業者双方に確認することができましたため、令和2年6月30日付け、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する、特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく承認申請について承認する旨を、株式会社アグリメディアあて、農業委員会会長名で発出させていただきます。</p> <p>本件のご報告は以上でございます。</p> <p>こちらにつきまして、何かご質問等はございますか。 無いようですので、これをもちまして第1回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後3時15分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会。</p> <ul style="list-style-type: none">・運営委員会 8月20日(木) 午後2時・定例総会 8月24日(月) 午後2時
-----	---

